

那覇市住居確保給付金（転居費用補助）のしおり
～ 住居確保給付金のご案内 ～

那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

1 住居確保給付金（転居費用補助）とは

住居確保給付金（転居費用補助）は、収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を失ったもしくは失うおそれのある者の中から、家計改善のために、転居により家賃負担等を軽減する必要がある者に対し、以下の「2 支給条件」を満たすものに、転居に要する初期費用を支給（上限有）します。
※持ち家（住宅ローン）の方が家計改善のために賃貸物件に転居する場合は、対象となります。

2 支給条件

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象です。

①	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること		
②	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること		
③	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること		
④	【収入要件】 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること		
	世帯員数	基準額（A）	申請者の転居前の家賃額（B）
	単身世帯	81,000円	申請者の転居前の家賃額
	2人世帯	124,000円	
	3人世帯	159,000円	
	4人世帯	197,000円	
	5人世帯	235,000円	
	6人世帯	273,000円	
	7人以上世帯	310,000円	(A) + (B)
※例 単身 現在の居所の家賃（共益費等除く）が60,000円の場合 基準額 81,000円（単身）+ 60,000円（家賃額）=141,000円（収入基準額）			
⑤	【資産要件】 申請日における、申請者及び申請者と同一世帯の方の所有する金融資産（預貯金・現金・株式・投資信託・暗号資産）の合計額が下表の金融資産の合計額以下であること		
	世帯員数	金融資産の合計額	世帯員数
	単身世帯	486,000円	3人世帯
	2人世帯	744,000円	4人以上世帯
			金融資産の合計額
			954,000円
			1,000,000円

2 支給条件 〜つづき〜

- 【家計改善要件】
生活困窮者家計改善支援事業において、その家計の改善のために次のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑥ ○転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
○転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯の方のいずれもが暴力団員でないこと

3 支給額及び対象経費

次の対象経費に対し、世帯人数及び転居先住所に応じて支給上限額が異なります。

支給対象となる経費	
・ 転居先の住居に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ ハウスクリーニングなどの現状回復費用（転居前の住居に掛る費用を含む） ・ 鍵交換費用 ・ 転居先への家財の運搬費用	

※家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費は対象外です。

※敷金は支給の対象外です。

※契約時に払う前家賃は支給の対象外です。

世帯員数	支給上限額
単身世帯	1 2 5, 4 0 0 円
2人世帯	1 3 5, 0 0 0 円
3人世帯	1 4 4, 0 0 0 円

世帯員数	支給上限額
4人世帯	1 5 3, 0 0 0 円
5～6人世帯	1 6 2, 0 0 0 円
7人以上世帯	1 7 4, 0 0 0 円

4 住居を喪失している方の申請について

住居を現に喪失され、ネットカフェやシェルター、親族宅等に一時的に避難している方についても支給の対象となる場合がございます。個別にお問い合わせください。

5 住居確保給付金（転居費用補助）の申請をするために必要な書類

支給を受ける前に家計改善支援事業が必須になります。家計改善支援事業の面談時に配布します。

6 新たに入居する賃貸住居の初期費用が転居費用補助では賅えない方へ

転居費用補助を利用しても入居時の敷金などの自己負担分が賅えない方などは、生活福祉資金（総合支援資金）などの貸付制度をご検討ください。

詳しくは、那覇市社会福祉協議会（電話 098－857－7766）にお問い合わせください。

7 自立相談支援事業・家計改善支援事業について

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業及び家計改善支援事業の一環として実施されます。相談者の生活課題を聞きとり、生活の再建や自立にむけた様々な助言、家計表の作成、同行支援、情報提供などを関係機関と一体となって行う事業です。

そのため、住居確保給付金（転居費用補助）を利用する場合、ご本人同意の元、本人やご家族の生活状況の聞き取りや収入や債務、通院状況などの様々な状況をお聞きしますので、予めご理解とご協力をよろしくお願い致します。

8 住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定までの流れ

○住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請

※来所予約がない場合は当日対応できない場合がございますので、ご注意ください。

- ・申請者は、那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターで家計改善支援事業を利用します。
- ・家計改善支援事業で面談をおこない転居により家計の改善が見込めることを確認した上で、負担できる家賃額を算出し、申請書一式を受け取ります。
- ・申請者は、家計改善支援事業の示された家賃額を参考に新たな転居先を確保します。

○入居する住居の確保

- ・貸主等に申請書の写しを提示して、貸主等に「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）」への記載を依頼し、交付を受けてください。
- ・振込みの誤りを防ぐため、貸主等の振込先がわかる通帳の写しなども併せて求めてください（任意）。

○住居確保給付金の審査

- ・申告書及び必要な添付書類が一式揃ったら提出。那覇市による審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）」を交付します。
- ・入居する賃貸住居の貸主等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。この場合は、入居する住居の貸主等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。
- ・住居確保給付金は、那覇市から貸主等が指定する口座へ直接振り込まれます。
- ・転居後の報告について、住宅入居日から7日以内に賃貸借契約書の写し、新住所が市外の場合は住民票の写しを提出してください。

9 住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

支給を受けた月の翌月から1年を経過している場合であって、受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少した場合、再支給が可能です。

なお、申請者やその同一の世帯に属する者の離職で再支給を受ける場合、自己都合退職の場合は、本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものに該当するため再支給の対象外となります。

10 その他

- 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請や届け出など不適切受給に該当することが判明した場合、支給を中止するとともに、既に支給した給付の全部又は一部について返還していただく場合があります。
- 犯罪性のある不適切受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行います。

相談窓口 ※面談を含む相談全般は事前予約制です。

- | | |
|--------|---|
| ○相談窓口 | 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関） |
| ○所在地 | 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区6階（グッジョブセンターおきなわ内） |
| ○電話番号 | 098-917-5348 （事前予約問い合わせ電話番号） |
| ○開所日 | 月曜日から金曜日まで（祝日を除く） |
| ○受付時間 | 午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時を除く） |
| ○業務委託元 | 那覇市 福祉部 保護管理課 |